

## 「若者☆星取県」実践活動支援補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 **(事業開始の20日前まで)**

○交付申請は、下記アドレス宛に電子メールで送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

### 2. 交付決定通知到着 **(交付申請から原則20日以内)**

○交付決定日より前に支払った費用は補助対象となりません。  
○交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から起算して20日以内に限り行うことができます。

### 3. 事業開始 ※この補助金においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止する場合】

**事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。**

変更・中止・廃止申請書を電子メールで送信、もしくは郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了 ※この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

○事業の完了の日は、補助対象経費の支払い等がすべて完了した日とします。

### 5. 実績報告書提出 **(完了・廃止・中止から30日以内)**

○実績報告は、下記アドレス宛に電子メールで送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

※完了予定年月日の属する年度が終了したときは翌年度の4月20日まで。

○ご提出いただいた実績報告書を審査し、補助金額を確定して通知します。

### 6. 補助金の支払い

○補助金の額の確定を通知した後、支払いを行います。

資料提出・問い合わせ先

生活環境部・環境立県推進課 星空環境推進室

鳥取県鳥取市東町一丁目220番地

0857-26-7206 kankyurikken@pref.tottori.lg.jp